

資料 4(訪問系・相談系)	令和 7 年 3 月 21 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

機能強化型体制加算（相談支援事業所）の届出について

※下線が引いてある箇所については、令和 6 年 4 月報酬改定により変更・追加された箇所です。

機能強化型体制加算は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所が、体制に応じて取得できる加算です。報酬告示等で定められた要件をすべて満たしていなければ算定することはできませんので、各事業所におかれましては、厚生労働省から出ている報酬告示、基準告示及び留意事項通知の内容を十分に確認し、要件を満たしているかどうかご確認ください。

なお、加算算定後に、要件に該当しないことが判明した場合は、速やかにその旨の届出をしてください。

1 提出先 千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課 地域支援班
(〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 9 階)

2 提出期限 前月の 15 日まで（例：3 月 15 日までに提出 → 4 月 1 日より算定）
※要件の確認事項が多岐にわたるため、期限に余裕をもってご提出ください。

3 提出書類

- ① 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第 5 号その 1）
及び障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書（様式第 5 号の 2 その 1、その 2）
- ② 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1）
及び障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1 の 2）
- ③ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（算定日が属する月）
- ④ 機能強化型体制届出書（相談支援事業所）（別紙 3）
- ⑤ 各要件を満たしていることがわかる書類

4 報酬告示に規定する単位数（令和 6 年 4 月報酬改定時点）

機能強化型サービス利用 支援費（Ⅰ）	機能強化型サービス利用 支援費（Ⅱ）	機能強化型サービス利用 支援費（Ⅲ）	機能強化型サービス利用 支援費（Ⅳ）
<u>2, 0 1 4 単位</u>	<u>1, 9 1 4 単位</u>	<u>1, 8 2 2 単位</u>	<u>1, 6 7 2 単位</u>
機能強化型継続サービス 利用支援費（Ⅰ）	機能強化型継続サービス 利用支援費（Ⅱ）	機能強化型継続サービス 利用支援費（Ⅲ）	機能強化型継続サービス 利用支援費（Ⅳ）
<u>1, 7 6 1 単位</u>	<u>1, 6 6 1 単位</u>	<u>1, 5 5 8 単位</u>	<u>1, 4 0 8 単位</u>

※参考： サービス利用支援費（Ⅰ） 1, 5 7 2 単位、サービス利用支援費（Ⅱ） 7 3 2 単位
継続サービス利用支援費（Ⅰ） 1, 3 0 8 単位、継続サービス利用支援費（Ⅱ） 6 0 6 単位

5 参考資料

区分	名 称
報酬告示	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号） ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号）
基準告示	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 180 号） ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 181 号）
留意事項通知	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号） ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 16 号）

6 算定要件

番号	算定要件（概要）	I	II	III	IV
①ア	常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。	○	-	-	-
①イ	常勤かつ専従の相談支援専門員を 3 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。	-	○	-	-
①ウ	常勤かつ専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。	-	-	○	-
①エ	専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了している。	-	-	-	○
②	利用者（障害児）に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行う。	○	○	○	○
③	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。	○	○	-	-
④	指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	○	○	○	○
⑤	基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に相談支援を提供している。	○	○	○	○
⑥	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。	○	○	○	○
⑦	指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、	○	○	○	○

	一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。)が1月間において相談支援専門員1人当たり40件未満である。				
⑧	協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。	○	○	○	-
⑨	基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。	○	○	○	-

6 算定要件（続き）

計画相談支援・障害児相談支援

①ア	常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
《留意事項通知》 ○3名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えない。 ○同一敷地内にある事業所が、特定相談支援・障害児相談支援・一般相談支援・自立生活援助事業所、<u>基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）</u>の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 《厚労省Q&A抜粋》 ○4人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認める。ただし、加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により相談支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保すること。 ○相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員は、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認する。 ○常勤専従が求められている相談支援専門員について、当該指定特定（障害児）相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは差し支えない。	
①イ	常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
《留意事項通知》 ○2名（相談支援従事者現任研修を修了した職員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えない。 ○同一敷地内にある事業所が、特定相談支援・障害児相談支援・一般相談支援・自立生活援助事業所、<u>基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）</u>の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 《厚労省Q&A抜粋》 ○3人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認める。ただし、加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により相談支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保すること。	

- 相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員は、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認する。
- 常勤専従が求められている相談支援専門員について、当該指定特定（障害児）相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは差し支えない。

①ウ 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

《留意事項通知》

- 相談支援従事者現任研修を修了した職員1名を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合は、当該特定相談支援事業所又は同一敷地内にある特定相談支援・障害児相談支援・一般相談支援・自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）の職務への従事を主たる業務とした上で、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。
- 同一敷地内にある事業所が、特定相談支援・障害児相談支援・一般相談支援・自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。

《厚労省Q&A抜粋》

- 2人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認める。ただし、加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により相談支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保すること。
- 相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員は、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認する。
- 常勤専従が求められている相談支援専門員について、当該指定特定（障害児）相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは差し支えない。

①エ 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了している。

《厚労省Q&A抜粋》

- 2人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認める。ただし、加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により相談支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保すること。
- 相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員は、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認する。
- 常勤専従が求められている相談支援専門員について、当該指定特定（障害児）相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは差し支えない。

《提出書類の例》

- ・資格証又は修了証書の写し

② 利用者（障害児）に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。

《留意事項通知》	○テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。 ○議題については、少なくとも次のような議事を含めること。 ア 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 イ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 ウ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 エ 保健医療及び福祉に関する諸制度 オ アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術 カ 利用者（障害児及びその家族）からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 キ その他必要な事項 ○議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。 ○概ね週1回以上開催すること。 《厚労省Q & A 抜粋》 ○会議は、利用者、家族や関係機関の関係者を含めたものではなく、当該相談支援事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えない。
《提出書類の例》	・ 会議の議事録（議題ア～キに該当する箇所がわかるようにご提出ください。） ・ 年間開催予定表や開催規定など

③	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者（障害児）等の相談に対応する体制を確保していること。
《留意事項通知》	○常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。 《厚労省Q & A 抜粋》 ○24時間開所しておく必要はなく、24時間連絡が取れる体制を確保しておくことで足りる。 ○利用者の家族や利用しているサービス提供事業所からの相談も対象となる。
《提出書類の例》	・ 運営規程や重要事項説明書、連絡体制表など

④	相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
《留意事項通知》	○相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行う。 ○なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。
《提出書類の例》	・ 同行による研修の記録

⑤	基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に相談支援を提供していること。
<<留意事項通知>> ○自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならない。 <<厚労省Q & A 抜粋>> ○基幹相談支援センター以外に、(自立支援)協議会や委託相談支援事業所を想定している。 ○当該月に支援困難ケースの紹介実績がない場合でも、加算の算定は可能である。	
<<提出書類の例>> ・基幹相談支援センター等と連携していることがわかるもの(窓口と手順を記した規定など)	
⑥	基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が実施する事例検討会等に参加していること。
<<提出書類の例>> ・事例検討会等に参加していることがわかるもの(出席票、年間予定表、事例検討会等の議事録など)	
⑦	算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数が40未満であること。
<<留意事項通知>> ○1月の当該相談支援事業所全体の相談支援対象障害者等(保護者)の数の前6月の平均値を当該相談支援事業所の相談支援専門員(相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。)の員数の前6月の平均で除して得た数とする。 ○当該特定相談支援事業所が障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。	
<<提出書類の例>> ・要件を満たしていることがわかる任意の書類	
⑧	協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。
○経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、上記の要件を満たしているものとみなす。	
<<厚労省Q & A 抜粋>> ○参画先については、市町村協議会への参画が基本であるが、市町村協議会内のどの会議等に参画するかについては問わない。専門部会や協議会の運営会議等も含まれるほか、相談支援事業所の連絡会等が個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討を行う場として協議会に位置づけられている場合も同様である。 ○定期的であるとは、やむを得ない理由がある場合を除き、参画している会議等の開催時において原則として出席することをいう。なお、会議等の開催頻度や年間の開催回数は地域の実情に応じ	

た適切な実施計画を立案して実施するものであるが、個別事例の検討を通じて地域課題の検討を行う取組については、月に1回程度は実施することが望ましい。

《提出書類の例》

- ・要件を満たしていることがわかる任意の書類

⑨ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

○経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、上記の要件を満たしているものとみなす。

○令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所等が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする。（※千葉市においては基幹相談支援センター設置済）

《提出書類の例》

- ・要件を満たしていることがわかる任意の書類

7 算定要件（複数の指定特定相談支援事業所等により一体的に管理運営を行う場合）

※ 一体的に管理運営を行うとは、次の（a）～（c）の要件を満たすものでなければならないこと。なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る（※千葉市は単独で千葉圏域を構成している）。また、当該報酬については、複数の事業所が協働して体制の確保や質の向上に向けた取組をすることとし、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件については、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所等全体で人員配置や連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととする。

※

番号	算定要件（概要）	I	II	III
(a)	協働体制を確保する事業所間において、協定を締結している。	○	○	○
(b)	協働体制の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月1回）に確認が実施されている。	○	○	○
(c)	原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施している。	○	○	○
①	各事業所で常勤専従の相談支援専門員を1名以上配置していて、かつ一体的に管理運営を行う複数事業所全体で、各加算の人員配置要件を満たしている。	○	○	○
②	利用者（障害児）に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催する。	○	○	○
③	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。	○	○	-
④	指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	○	○	○

⑤	基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に相談支援を提供している。	○	○	○
⑥	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。	○	○	○
⑦	運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること又は <u>地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。</u>	○	○	○
⑧	1人の相談支援専門員の取扱件数（前6月平均）がそれぞれ40件未満である。	○	○	○
⑨	<u>協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。</u>	○	○	○
⑩	<u>基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。</u>	○	○	○

※複数の指定特定相談支援事業所等により一体的に管理運営を行う場合は、加算（Ⅳ）は算定できません。

7 算定要件（複数の指定特定相談支援事業所等により一体的に管理運営を行う場合 の続き）

a	協働体制を確保する事業所間において、協定を締結している。
《厚労省 Q & A 抜粋》 ○協働体制を確保する事業所間においては、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件について、特定の事業所に対して過重な負担とならないようあらかじめ事業所間で十分協議を行い、役割分担を明示した協定を締結し、かつ、具体的な業務内容の分担を行っておくことが重要である。 ○少なくとも以下に示す事項を含む協定を締結することが必要である。 協定の締結年月日、協定を締結する事業所名、協定の目的、協働により確保する体制の内容、協働体制が維持されていることの確認方法、協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間。	
《提出書類の例》 ・ 締結した協定	
b	協働体制の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月1回）に確認が実施されている。
《提出書類の例》 ・ 事業所間で協働体制の要件を満たしているか確認したことがわかる任意の書類	
c	原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施している。 なお、会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。
《提出書類の例》 ・ 共同で実施したケース共有会議や事例検討会等の議事録	

①	各事業所で常勤専従の相談支援専門員を1名以上配置していて、かつ、一体的に管理運営を行う複数事業所全体で、各加算の人員配置要件を満たしている。
《各加算の人員配置要件》 （Ⅰ）常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。 （Ⅱ）常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。 （Ⅲ）常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。	
《提出書類の例》 ・ 資格証又は修了証書の写し	

②	利用者（障害児）に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
	《留意事項通知》 ○議題については、少なくとも次のような議事を含めること。 ア 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 イ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 ウ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 エ 保健医療及び福祉に関する諸制度 オ アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術 カ 利用者（障害児及びその家族）からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 キ その他必要な事項 ○議事については、記録を作成し、５年間保存しなければならないこと。 ○概ね週１回以上開催すること。 ○一体的に管理運営を行う事業所であって、（c）に定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。 《厚労省Ｑ＆Ａ抜粋》 ○会議は、利用者、家族や関係機関の関係者を含めたものではなく、当該相談支援事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えない。
	《提出書類の例》 ・ 会議の議事録（議題ア～キに該当する箇所がわかるようにご提出ください。） ・ 年間開催予定表や開催規定など
③	２４時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。
	《留意事項通知》 ○常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。 《厚労省Ｑ＆Ａ抜粋》 ○２４時間開所しておく必要はなく、２４時間連絡が取れる体制を確保しておくことで足りる。 ○利用者の家族や利用しているサービス提供事業所からの相談も対象となる。 ○地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所全体で連絡体制が確保されていることをもって要件を満たす。
	《提出書類の例》 ・ 運営規程や重要事項説明書、連絡体制表など

④	相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
<<留意事項通知>> ○相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行う。 ○なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。 ○一体的に管理運営を行う事業所のうち、現任研修を終了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者から適切な指導を行う必要がある。	
<<提出書類の例>> ・同行による研修の記録	
⑤	基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に相談支援を提供していること。
<<留意事項通知>> ○自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならない。 <<厚労省Q & A 抜粋>> ○基幹相談支援センター以外に、（自立支援）協議会や委託相談支援事業所を想定している。 ○当該月に支援困難ケースの紹介実績がない場合でも、加算の算定は可能である。	
<<提出書類の例>> ・基幹相談支援センター等と連携していることがわかるもの（窓口と手順を記した規定など）	
⑥	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
<<厚労省Q & A 抜粋>> ○基幹相談支援センター以外に、（自立支援）協議会や委託相談支援事業所を想定している。	
<<提出書類の例>> ・事例検討会等に参加していることがわかるもの（出席票、年間予定表、事例検討会等の議事録など）	
⑦	運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めている。
<<留意事項通知>> ○一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、指定基準第19条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。 ○一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。 ○令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対	

処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。(※千葉市は地域生活支援拠点等整備済)

《提出書類の例》

・運営規程

⑧ 1人の相談支援専門員の取扱件数（前6月平均）がそれぞれ40件未満である。

《留意事項通知》

- 当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ40件未満であること。
- 1月の当該相談支援事業所全体の相談支援対象障害者等（保護者）の数の前6月の平均値を当該相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均で除して得た数とする。
- 当該特定相談支援事業所が障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。

《提出書類の例》

・要件を満たしていることがわかる任意の書類

⑨ 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。

○拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。

○協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。

○経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令

《厚労省Q&A抜粋》

○参画先については、市町村協議会への参画が基本であるが、市町村協議会内のどの会議等に参画するかについては問わない。専門部会や協議会の運営会議等も含まれるほか、相談支援事業所の連絡会等が個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討を行う場として協議会に位置づけられている場合も同様である。

○定期的であるとは、やむを得ない理由がある場合を除き、参画している会議等の開催時において原則として出席することをいう。なお、会議等の開催頻度や年間の開催回数は地域の実情に応じた適切な実施計画を立案して実施するものであるが、個別事例の検討を通じて地域課題の検討を行う取組については、月に1回程度は実施することが望ましい。令和7年3月31日までの間は、上記の要件を満たしているものとみなす。

《提出書類の例》

・要件を満たしていることがわかる任意の書類

⑩ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

○経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、上記の要件を満たしているものとみなす。

○令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所等が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする。(※千葉市においては基幹相談支援センター設置済)

《提出書類の例》

- ・要件を満たしていることがわかる任意の書類